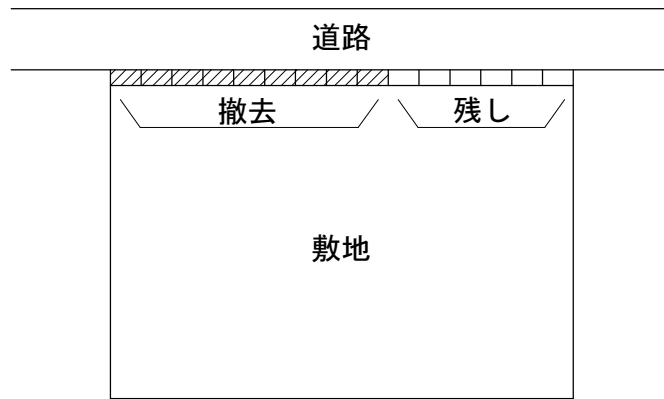
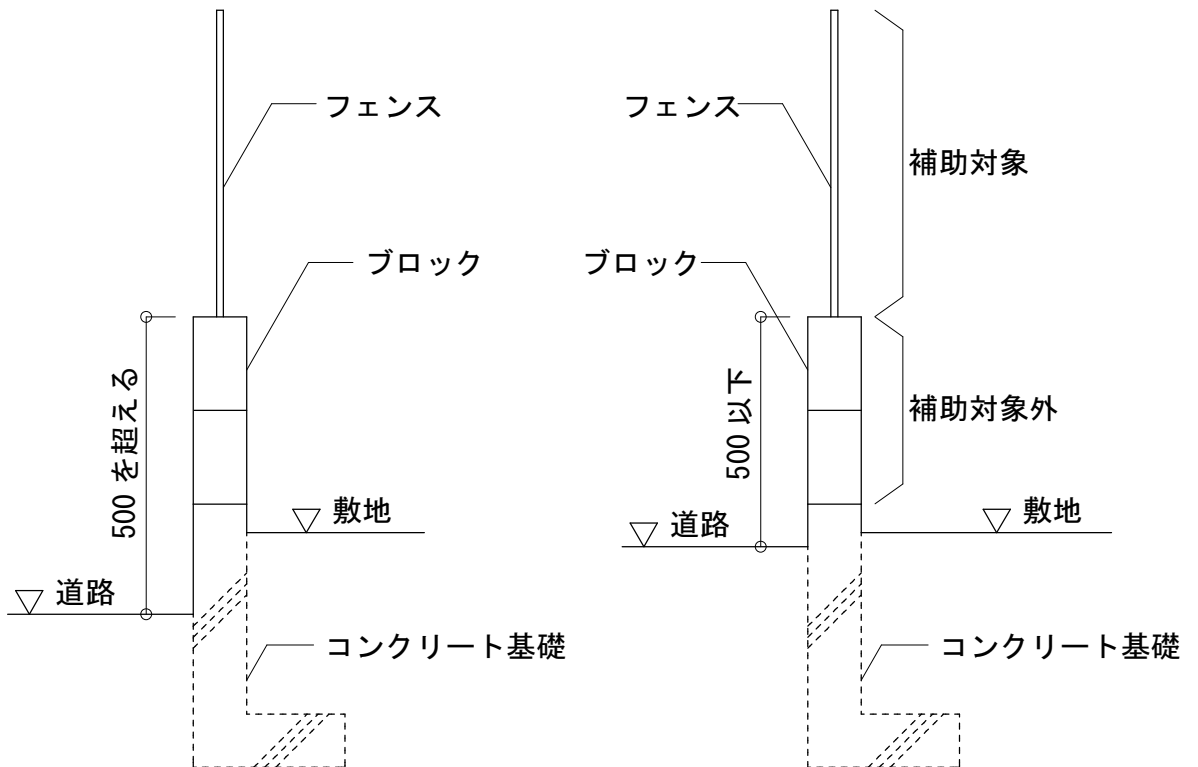


ブロック塀補助の取り扱い

1. 道路に面した全てのブロック塀を撤去しなければ、引き続き新たに設置する軽量の塀の設置は補助対象外。ただし、残されている部分が明らかに建築基準法に則っているものであると確認できる場合は、この限りではない。（構造計算がある場合）



2. ブロック塀除去に引き続き、金属フェンスを設置する際に基礎の上にブロックを設置してからフェンスを設置する場合、道路からの高さが50cmを超える場合は補助対象外とし、50cm以下の場合にはフェンスのみが補助対象となり、ブロック部分は補助対象外とする。



全て補助対象外

フェンス部分のみ補助対象